

福岡県テレワーク推進企業移住体験等促進事業補助金交付要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、テレワークを推進する企業・団体（一般社団法人等の法人格を有するもの又は複数の企業による共同体をいい、官公庁及び公企業を除く。以下同じ。）が、本県との連携を図りながら行う、テレワークを活用した移住体験・ワーケーションの取組もしくは県内市町村の地域課題の解決に繋げる取組に対し、予算の範囲内で財政的な援助を行うことにより、本県への移住促進又は地域課題の解決に繋げることを目的とする。

2 福岡県テレワーク推進企業移住体験等促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）テレワーク

情報通信技術等を活用し、時間場所を有効に活用できる柔軟な働き方をいう。

（2）ワーケーション

テレワークを活用し、普段の職場とは異なる場所で働くとともに、地域交流体験等のその地域ならではの活動を行うことをいう。

（3）移住体験

福岡県外に在住する者が、短期間、福岡県内の市町村で暮らすとともに、移住相談や移住者との交流等を行うことで福岡県での生活を実感する体験をいう。

（4）地域課題の解決に繋げることを目的としたマッチング事業

地域課題をもつ市町村とその課題に知見をもつ県外の企業・団体をマッチングし、企業・団体が当該市町村を訪問して、地域課題の解決に繋げる取組を行うことに加えて、関係人口の創出等を目指す事業をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金は、次条に定める補助対象事業者の従業員又は役員（以下「従業員等」という。）を対象としたテレワークを活用した移住体験又はワーケーションの事業もしくは地域課題の解決に繋げることを目的としたマッチング事業に対して交付する。

（補助対象事業者）

第4条 補助対象事業者は、次の各号をいずれも満たす企業・団体とする。

（1）福岡県でのテレワークを活用した移住体験又はワーケーションの取組の推進に関する協定を本県と締結した企業・団体及び福岡県が実施する地域課題の解決に繋げることを目的とした事業でマッチングした市町村を訪問する企業・団体（前年度に福岡県が実施した同様の事業に参加しマッチングした市町村を訪問する企業・団体も含む。）

（2）県外に本部を置く法人であること

（3）国税及び地方税に未納がないこと

- (4) 破産、清算、民事再生手続き開始又は会社更生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っている事業者でないこと
- (6) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者でないこと
- (7) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者でないこと

（補助対象経費等）

第5条 補助金の補助対象経費、補助率及び補助上限額は、別表のとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとする。

2 国又は県、その他自治体が交付する他の補助金・助成金等の交付対象となった又は交付対象となる見込みの経費は補助の対象としない。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する前に、交付申請書（様式第1号）及び事業実施計画書（様式第2号）に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の額の算定に当たり、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を減額しなければならない。

（交付決定等）

第7条 知事は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合は、当該申請に関する書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定を行い、通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第8条 補助事業者は、次の各号に掲げる軽微な変更を除き、補助事業の変更又は廃止を行う場合には変更申請書（様式第3号）により知事の承認を受けなければならない。ただし、事業実施計画書における活動場所及び行程表における実施内容の変更が経費の変更のみであり、変更後においても事業目的が達成できると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 補助金額の2割以内の減額
- (2) 経費区分を超える流用で、各区分の経費の2割以内の増減
- (3) 補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後1か月以内又は3月14日までのいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(額の確定等)

- 第10条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該返還の命令がなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払い)

- 第11条 補助金は前条に規定する交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定に関わらず、概算払請求書(第5号様式)によるものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第12条 知事は、補助事業者が本要綱に違反した場合、不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合、又は第3条各号のいずれかに該当しないことが判明した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補助金の経理等)

- 第13条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 2 補助事業者は、知事からの求めがあった場合は、補助事業の内容を開示しなければならない。
- 3 知事は、補助事業者が提出した申請書類及び証拠書類の内容に関し疑義が生じた場合、国又はその他関係者等に対し、その内容について照会を行うことができるものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度から令和7年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の福岡県テレワーク推進企業移

住体験促進事業補助金交付要綱の規定は、令和6年度から令和7年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年9月25日から施行し、改正後の福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金交付要綱の規定は、令和6年9月25日から令和7年度までの補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年8月25日から施行し、改正後の福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金交付要綱の規定は、令和7年8月25日から令和7年度までの補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、改正後の福岡県テレワーク推進企業移住体験等促進事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から令和10年度までの補助事業について適用する。

【別表】

補助対象経費	内容（※1）	補助率	補助上限額
交通費 （旅費等）	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等の国内の居住地又は所属事業所から県内の滞在場所・用務地（活動場所）までの往復交通費（鉄道、航空機等の公共交通機関運賃、自動車等利用時の燃料費、運送費、タクシー代をいう。）（※2） レンタカー使用料（県内の移動に関するものに限る） 	<p>○行程に過疎地域をはじめとした条件不利地域での活動（※3）が含まれている場合</p> <p>補助対象経費の合計額の2/3以内</p>	1企業・団体あたり1,000千円
宿泊費 （飲食費は除く。）	<ul style="list-style-type: none"> 県内のホテル、旅館等の宿泊費 宿泊を目的としたマンション等の賃貸料（敷金、礼金、保証料、仲介手数料等は除く。） 宿泊施設におけるインターネット利用料 1人あたり10千円/泊を上限とする 	<p>○上記以外の場合</p> <p>補助対象経費の合計額の1/2以内</p>	
施設利用費	<ul style="list-style-type: none"> 業務・地域交流等の活動を目的とした施設等の使用料 レンタルオフィス等の利用料 業務・地域交流等の活動に伴うインターネット利用料 施設等の利用に伴う光熱水費 		
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> 従業員等に係る傷害保険料 		

※1 補助事業者が補助事業の経費として直接支払うもの又は補助事業へ参加する従業員等へ支給するものに限る。

※2 補助対象は移住体験・ワーケーションの実施もしくは地域課題の解決に繋げることに必要と認められるものとし、鉄道のグリーン車、航空機のビジネスクラス利用等は対象外とする。

※3 「過疎地域をはじめとした条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法において規定される条件不利地域をいい、「活動」とは地域交流・テレワーク勤務等の地域に滞在しての体験・行動をいい、単に交通の経路である場合を除く。